

町の立病院

お医者さん紹介

氏名 <sup>みぎた やすゆき</sup> 右田 泰之  
職名 周防大島町立橋病院  
歯科



私が橋病院に赴任しまして5年の月日が経ちました。早いものです。今後ともよろしくお願いたします。

今回は乳歯の話をしたと思います。家事が忙しいと歯磨きなど子供任せになりがちです。しかし子供は生まれてからしっかりと知識もなくきちんと磨けているかはわかりません。そのため是が非でも大人の仕上げ磨きが必要となります。

1日1回寝る前だけでも、眼でしっかり汚れ具合をチェックし、歯ブラシで除去してあげることが大切です。生活にリズムも出来ます。もちろん仕上げ磨きから寝るまでジュースや甘いものをあててはいけません。乳歯の虫歯の有無は、後継歯である永久歯、その歯並び、顔貌へと大きく左右されます。乳歯が生え始め永久歯にすべて生え変わるまで親の義務だと思ってください。今日からでも是非始めてみてください。子供さんのためです。



お知らせ

海技免状更新講習

■日時／10月29日(日)

午後0時30分受付開始

午後1時30分講習開始

■会場／橋総合センター1

■持参品／

海技免状

本籍記載の住民票1通

ボールペン、認印

写真2枚

(4.5×3.5cm)

※海技師の方は3×3cm

■料金／

小型 7500円

(小型失効 16550円)

大型 8400円

※送料別途必要

■問い合わせ／

(社)中国船舶職員養成協会

☎082(255)8705

銃刀法が改正されました

平成18年8月21日の法律施行で、準空気銃の所持が禁止されました。

準空気銃とは、圧縮した気

知っていますか？  
建退共制度

体を使用して弾丸を発射できる銃(エアガン)で、人を傷害し得るものですが、法令に基づき職務のために所持する場合などを除き、所持が禁止されました。本年8月21日以降に準空気銃を手に入れると不法所持になります。8月21日の時点で既に所持している場合、改修するか処分してください。詳しい内容または処分方法等については大島警察署に相談してください。

■問い合わせ／大島警察署

☎72・0110

建退共山口支部  
☎083(924)9466

年末調整説明会

■開催日時等／11月17日(金)

○午前の部

・午前10時30分～正午

(対象者) 旧大島町および旧久賀町の源泉徴収義務者

○午後の部

・午後1時30分～3時

(対象者) 旧東和町および旧橋町の源泉徴収義務者

※午前・午後の部ともに説明内容は同じです。

■場所／

久賀総合センター大会議室

■問い合わせ／

柳井税務署(法人課税部門)

☎0820(22)0277

■特長／

・国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。

・経営事項審査で加点評価の対象となります。

・掛金の一部を国が助成します。

・掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

・事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

■問い合わせ／

暮らしを支える税「税を考える週間」

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)

11月11日(土)～17日(金)